

平成 2 7 年

第 7 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 27 年第 7 回 定例 教育委員会 日程

日 時 平成 27 年 7 月 28 日（火） 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名
長谷川 浩子

日程第 2 議 案

議案第 1 号 市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議についての一部を改正する協議について (総務課)

議案第 2 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について (総務課)

議案第 3 号 我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について (総務課)

議案第 4 号 我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

議案第 5 号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

議案第 6 号 我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について (学校教育課)

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議についての一部を改正する協議について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 7
議案第 4 号	我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 10
議案第 5 号	我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 17
議案第 6 号	我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 22

議案第 1 号

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議について（平成2年8月25日教総第141号）の一部を次のとおり改正することについて同意を求める。

平成27年7月28日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正の協議がありましたので、当該協議に対する同意について提案するものです。

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議について(平成2年教総第141号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育委員会事務局職員等への補助執行事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(委任する事務は除く。)を教育委員会事務局職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第1項に規定する職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教育長等への補助執行事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(委任する事務は除く。)を教育長その他の教育委員会事務局職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第1項に規定する職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この協議は、教育委員会の同意の日から施行する。

事務連絡
平成27年2月13日

各市町村教育委員会
事務局御担当者様

千葉県教育庁教育総務課委員会室

新教育委員会制度における補助執行について

このことについて、文部科学省初等中等教育企画課から下記のとおり通知がありました。

つきましては、補助執行についてご検討される際は、参考にしてください。

記

(考え方)

現行制度における教育長は、教育委員会の補助機関であり、一般職の職であるため、地方自治法第180条の2の「執行機関の事務を補助する職員」に該当する。このため、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部について、教育長に対して補助執行させることができる。

一方、平成27年4月1日から施行される新教育委員会制度における新教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、その職自体が教育委員会の構成員となることから、地方自治法第180条の2の「執行機関の事務を補助する職員」に該当しないこととなる。このため、新教育長に対して、地方公共団体の長の権限に属する事務の一部を補助執行させることはできないこととなる。ただし、引き続き、教育次長などの事務局職員に対して補助執行させることは可能である。

これを踏まえ、各自治体におかれては、必要に応じ、補助執行に係る規定等の見直しを検討していただきたい。

なお、委任については、現行と変更がなく、新教育長に対し、委任を行うことは引き続き可能である。

【参考】

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）※平成26年の地教行法改正による改正後第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成 27 年 7 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議の一部改正に伴い、事務の一部についての専決区分を変更するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第24条関係） （1）の表 略 （2） 財務関係					別表第1（第24条関係） （1）の表 略 （2） 財務関係				
権限事項	決裁責任者区分			備 考 及 合 先 議	権限事項	決裁責任者区分			備 考 及 合 先 議
	教 育 長	部 長	課 長			教 育 長	部 長	課 長	
支出負担行為の項から振替収支命令の項まで略	略	略	略	略	支出負担行為の項から振替収支命令の項まで略	略	略	略	略
国、県に関する事項（事業計画、補助金申請、交付決定通知書、変更申請、実績報告等）		○		市長局（交付通知書のみ）	国、県に関する事項（事業計画、補助金申請、交付決定通知書、変更申請、実績報告等）		○		市長局（交付通知書のみ）
教育財産の引継ぎの項	略	略	略	略	教育財産の引継ぎの項	略	略	略	略

から教育施設の使用料まで 略				
----------------	--	--	--	--

(3)の表 略

(4) 諸務関係

権限事項	決裁責任者区分			備 考 及 び 合 議 先
	教 育 長	部 長	課 長	
教育行政の総合企画及び運営方針の決定の項から儀式及び表彰の項まで 略	略	略	略	略
国、県及び市の補助金の申請書、請求書の提出		○		市 長 部 局
庁議の議題を発議することの項から各種補助金に関することの項まで 略	略	略	略	略

から教育施設の使用料まで 略				
----------------	--	--	--	--

(3)の表 略

(4) 諸務関係

権限事項	決裁責任者区分			備 考 及 び 合 議 先
	教 育 長	部 長	課 長	
教育行政の総合企画及び運営方針の決定の項から儀式及び表彰の項まで 略	略	略	略	略
国、県及び市の補助金の申請書、請求書の提出	○	○		市 長 部 局
庁議の議題を発議することの項から各種補助金に関することの項まで 略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成 27 年 7 月 28 日から適用する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

平成 27 年 7 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育委員会臨時的任用職員の職種のうち、事故対策教員を削除したことに伴い、必要な条文の整理を行うため、提案するものです。

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（平成元年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（採用方法）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事担当課長は、臨時職員登録申込書を受理し、選考により臨時職員として登録したときは、臨時職員登録申込書に登録番号を記載し、登録番号順に保管しなければならない。</p>	<p>（採用方法）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事担当課長は、臨時職員登録申込書を受理し、選考により臨時職員として登録したときは、臨時職員登録申込書に登録番号を記載し、登録番号順に保管しなければならない。 <u>ただし、県費負担の教職員が病気等で欠員が生じた場合臨時的に任用された職員（以下「事故対策教員」という。）については、この限りではない。</u></p> <p>4 <u>事故対策教員の選考に関しては、当該小中学校長の推薦又は千葉県教育庁東葛飾教育事務所長の紹介を得た者に限る。</u></p>
<p>（任用者の選定）</p> <p>第6条 所属長は、臨時職員を任用しようとする場合、第3条第3項の規定により臨時職員として登録された者のうちから従事させようとする業務に相当と認める者を選定するものとする。</p>	<p>（任用者の選定）</p> <p>第6条 所属長は、臨時職員<u>（事故対策教員を除く。）</u>を任用しようとする場合、第3条第3項の規定により臨時職員として登録された者のうちから従事させようとする業務に相当と認める者を選定するものとする。</p> <p><u>2 事故対策教員を任用しようとする</u></p>

る場合は、所属長は、第3条第4項の規定により選考した者から適当と認める者を人事担当課長と協議のうえ選定するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第 4 号

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 27 年 7 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

小中一貫教育の推進や通学区域審議会の答申を踏まえ、市内中学校の通学区域を変更するとともに、合わせて条文を整理するため、提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和51年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） （1）小学校		別表第1（第2条関係） （1）小学校	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
我孫子第一小学校の項から我孫子第三小学校の項まで 略	略	我孫子第一小学校の項から我孫子第三小学校の項まで 略	略
我孫子第四小学校	白山1丁目～白山3丁目、本町1丁目、本町2丁目、船戸1丁目～船戸3丁目、緑1丁目の一部、台田1丁目～台田4丁目、根戸の一部、根戸新田、我孫子新田の一部、呼塚新田、我孫子1丁目の一部、我孫子2丁目の一部、我孫子3丁目の一部、我孫子4丁目	我孫子第四小学校	白山1丁目～白山3丁目、本町1丁目、本町2丁目、船戸1丁目～船戸3丁目、緑1丁目の一部、台田1丁目～台田4丁目、根戸の一部、 我孫子の一部 、根戸新田、我孫子新田の一部、呼塚新田、我孫子1丁目の一部、我孫子2丁目の一部、我孫子3丁目の一部、我孫子

高野山 小学校	略
根戸小 学校	布施、布施下、弁天下の 一部、久寺家の一部、久 寺家 1 丁目、久寺家 2 丁 目、つくし野 2 丁目～つ くし野 5 丁目、つくし野 6 丁目の一部、つくし野 の一部、根戸の一部、我 孫子 2 丁目の一部、我孫 子 3 丁目の一部、北新田 の一部
湖北小 学校の 項から 布佐小 学校の 項まで 略	略
布佐南 小学校	新木の一部、 浅間前 、浅 間前新田、 相島 、相島新 田、布佐下新田、三河屋 新田、大作新田、布佐の 一部、布佐平和台 2 丁目 ～布佐平和台 7 丁目、下 沼田、新々田の一部、南 新木 1 丁目、南新木 2 丁 目

	4 丁目
高野山 小学校	略
根戸小 学校	布施、布施下、弁天下の 一部、久寺家の一部、久 寺家 1 丁目、久寺家 2 丁 目、つくし野 2 丁目～つ くし野 5 丁目、つくし野 6 丁目の一部、つくし野 の一部、根戸の一部、 我 孫子の一部 、我孫子 2 丁 目の一部、我孫子 3 丁目 の一部、北新田の一部
湖北小 学校の 項から 布佐小 学校の 項まで 略	略
布佐南 小学校	新木の一部、浅間前新田、 相島新田、布佐下新田、 三河屋新田、大作新田、 布佐の一部、布佐平和台 2 丁目～布佐平和台 7 丁 目、下沼田、新々田の一 部、南新木 1 丁目、南新 木 2 丁目

(2) 中学校

学校名	通学区域
我孫子 中学校 の項か ら久寺 家中学 校の項 まで 略	略
白山中 学校	白山 1 丁目～白山 3 丁目、本町 1 丁目～本町 3 丁目、船戸 1 丁目～船戸 3 丁目、台田 1 丁目～台田 4 丁目、並木 5 丁目～並木 7 丁目、緑 1 丁目、緑 2 丁目、寿 1 丁目、寿 2 丁目の一部、若松、我孫子新田の一部、根戸の一部、根戸新田、呼塚新田、我孫子 1 丁目、我孫子 2 丁目の一部、我孫子 3 丁目の一部、我孫子 4 丁目、栄
湖北中 学校	中峠の一部、中峠台の一部、中里、中里新田の一部、古戸、日秀、日秀新田、 新木の一部 、新木村下、新木野 1 丁目～新木野 4 丁目、中沼田、布佐

(2) 中学校

学校名	通学区域
我孫子 中学校 の項か ら久寺 家中学 校の項 まで 略	略
白山中 学校	白山 1 丁目～白山 3 丁目、本町 1 丁目～本町 3 丁目、船戸 1 丁目～船戸 3 丁目、台田 1 丁目～台田 4 丁目、並木 5 丁目～並木 7 丁目、緑 1 丁目、緑 2 丁目、寿 1 丁目、寿 2 丁目の一部、若松、 我孫子の一部 、我孫子新田の一部、根戸の一部、根戸新田、呼塚新田、我孫子 1 丁目、我孫子 2 丁目の一部、我孫子 3 丁目の一部、我孫子 4 丁目、栄
湖北中 学校	中峠の一部、中峠台の一部、中里、中里新田の一部、古戸、日秀、日秀新田、 新木 、新木村下、新木野 1 丁目～新木野 4 丁目、中沼田、 下沼田の一

	の一部、江蔵地、 <u>南新木 3 丁目、南新木 4 丁目</u>		<u>部</u> 、布佐の一部、江蔵地、 <u>大作新田の一部、南新木 1 丁目</u> の一部、 <u>南新木 2 丁目～南新木 4 丁目</u>
湖北台 中学校	略	湖北台 中学校	略
布佐中 学校	<u>新木の一部</u> 、布佐の一部、布佐酉町、布佐平和台 1 丁目～布佐平和台 7 丁目、布佐 1 丁目、新々田、 <u>浅間前</u> 、浅間前新田、 <u>相島</u> 、相島新田、布佐下新田、三河屋新田、 <u>大作新田</u> 、都、 <u>下沼田</u> 、 <u>南新木 1 丁目、南新木 2 丁目</u>	布佐中 学校	布佐の一部、布佐酉町、布佐平和台 1 丁目～布佐平和台 7 丁目、布佐 1 丁目、新々田、浅間前新田、相島新田、布佐下新田、三河屋新田、 <u>大作新田の一部</u> 、都、 <u>下沼田の一部</u> 、 <u>南新木 1 丁目</u> の一部

別記様式を次のとおり改める。

年 月 日

我孫子市教育委員会あて

学 区 外 就 学 願

次の理由により学区外就学の申請をします。なお、通学の安全確保や通学途中の事故等は、保護者が責任を持ちます。

ふりがな		生年月日	性別	男 女
児童生徒氏名		年 月 日		
保護者氏名	児童生徒との続柄			
住 所	我孫子市	電話		
指定校	我孫子市立	学校	現 新	学 年
希望校	我孫子市立	学校		
就学期間	年 月 日から 年 月 日まで			
願 い 出 理 由 (該 当 理 由 に ○ 印)	1 学区境で通学距離や通学の安全に問題がないため			
	2 小学校と同じ通学区域の中学校に通学するため(学校選択・学区外)			
	3 入学時、兄姉が指定校以外の学校に通学しているため(学校選択・学区外)			
4 転居したが、卒業まで現在校に通学するため				
5 転居したが、学年修了まで現在校に通学するため				
6 転居したが、学期終了まで現在校に通学するため				
7 転居が確実で、あらかじめ転居先の指定校に通学するため				
8 指定校に適合する特別支援学級が無いので、他校に通学するため				
9 いじめや不登校などが、転校で改善が望めるため				
10 その他(理由を記入してください)				
通 学 方 法	1 徒歩		通 学 時 間	分
	2 自転車			
	3 自家用車(送迎)			
	4 バス(バス停名) _____ ~ _____			
	5 電車(駅名) _____ ~ _____			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 27 年 7 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

千葉県の職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、当該休業に係る文言を追加するため、及び千葉県教育委員会行政文書管理規則の改正に伴い、表簿等の保存期間を変更するため、提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(出勤簿)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、週休日、代休日、休暇、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。</p>	<p>(出勤簿)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、週休日、代休日、休暇、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。</p>																
<p>(表簿)</p> <p>第48条 学校教育法施行規則第28条第1項に規定するもののほか、学校において備えなければならない表簿及び公文書（以下「表簿等」という。）並びにその保存期間は、次のとおりとする。</p>	<p>(表簿)</p> <p>第48条 学校教育法施行規則第28条第1項に規定するもののほか、学校において備えなければならない表簿及び公文書（以下「表簿等」という。）並びにその保存期間は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>表簿等</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校沿革誌</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>卒業証書授与台帳</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>学校一覧表の項からその他の公文書の項まで</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	表簿等	保存期間	学校沿革誌	30年	卒業証書授与台帳	30年	学校一覧表の項からその他の公文書の項まで	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表簿等</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校沿革誌</td> <td>永久</td> </tr> <tr> <td>卒業証書授与台帳</td> <td>永久</td> </tr> <tr> <td>学校一覧表の項からその他の公文書の項まで</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	表簿等	保存期間	学校沿革誌	永久	卒業証書授与台帳	永久	学校一覧表の項からその他の公文書の項まで	略
表簿等	保存期間																
学校沿革誌	30年																
卒業証書授与台帳	30年																
学校一覧表の項からその他の公文書の項まで	略																
表簿等	保存期間																
学校沿革誌	永久																
卒業証書授与台帳	永久																
学校一覧表の項からその他の公文書の項まで	略																

第9号様式を次のように改める

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 6 号

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成 27 年 7 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

千葉県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、当該休業に係る文言及び申請様式等を追加するため、及び「消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律」の改正に伴い、消防団員との兼職に係る文言を追加するため、提案するものです。

我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

我孫子市立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（配偶者同行休業）</u></p> <p><u>第10条の8 職員は、地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けようとする場合は、配偶者同行休業承認申請書（第10号様式の23）に、配偶者の外国滞在事由及びその期間が確認できる書類並びに職務復帰後5年以上継続して勤務する意志があることを確認するための確認書（第10号様式の24）を添付して、原則として配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに、校長を経由して任命権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、職員が配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとする場合について準用する。</u></p> <p><u>3 職員は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、配偶者同行休業状況変更届（第10号様式の25）を校長を経由して任命権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 配偶者が死亡した場合</u></p>	

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなつた場合

(4) 配偶者が外国に滞在しないこととなつた場合

(5) 配偶者外国滞在事由が、配偶者同行休業の対象となる事由に該当しなくなつた場合

(6) その他配偶者同行休業承認申請書に記載した事項に変更があつた場合

4 職員は、あらかじめ承認を受けていた期間が満了する場合は、配偶者同行休業期間満了届（第10号様式の26）により校長へその旨届け出なければならない。

5 前各項に規定する書類の提出があつたときは、校長は、速やかに教育委員会を經由して任命権者に提出しなければならない。

（消防団員との兼職）

第16条の2 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定による消防団員との兼職の承認を受けようとするときは、兼職承認請求書（第14号様式の2）を、校長を經由して教育委員会

に提出しなければならない。

第10号様式の22の次に次の様式を加える

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
千葉県教育委員会 様		所 属 職 氏 名 (職員コード) ④)
私は、下記により 配偶者同行休業の承認 配偶者同行休業の期間の延長		を申請します。
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2 から 4 までに記入） <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長（2, 3 及び 5 に記入）	
配 偶 者	2 氏 名	
	国内の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の継続する ことが見込まれる期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中 の住所又は居所		
4 申 請 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
5 延 長 の 期 間		
	既に配偶者同行休業をして いる期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

注

- 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所又は居所」欄には、申請時に未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所又は居所を定めて、その旨を届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

第 10 号様式の 24

確 認 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

所 属
職 氏 名 (印)
(職員コード)

私は、配偶者同行休業の承認を申請するに当たり、職員の継続的な勤務を促進するという配偶者同行休業の制度の趣旨を理解し、職務復帰後も5年以上継続して勤務します。

第 10 号様式の 25 (配偶者同行休業状況変更届)

年 月 日

千葉県教育委員会 様

職 名

氏 名

印

配偶者同行休業に係る状況の変更について

このことについて、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

1 事 由

- 配偶者が死亡した
- 配偶者と婚姻関係（又は同様の関係）を解消した
- 配偶者と生活を共にしなくなった
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった
- 配偶者の外国滞在事由に変更があった
- 配偶者の職業（所属先）に変更があった
- 配偶者外国滞在事由が継続することが見込まれる期間に変更があった
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった
- その他

（具体的な事情、変更内容等）

2 事由が生じた年月日、期間、理由等

（注） 該当する□にはレ印を記入すること。

第 10 号様式の 26 (配偶者同行休業期間満了届)

年 月 日

千葉県教育委員会 様

職 名

氏 名

印

配偶者同行休業の期間の満了について

承認を受けた配偶者同行休業について、期間が満了しますので届け出ます。

記

期間満了年月日

年 月 日

第 1 4 号様式の次に次の様式を加える

第 14 号様式の 2

兼 職 承 認 請 求 書

年 月 日

我孫子市教育委員会 様

所 属

職 氏 名 印

私は、下記により、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項の規定による消防団員との兼職の承認を請求します。

記

1 兼職先

(1) 消防団名

(2) 階級名

2 兼職先予定期間 (新規 ・ 継続)

年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。